

株 主 各 位

静岡県浜松市東区有玉北町489番地の23
株 式 会 社 ヤ マ ザ キ
代表取締役社長 山 崎 好 和

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面（議決権行使書用紙）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 場 所 静岡県浜松市東区有玉北町489番地の23
当社本店（厚生会館3階会議室）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 会議の目的事項
 - 報告事項
 - 第62期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 第62期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.yamazaki-iron.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、ワクチン接種の普及等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。

然しながら、緊迫化するウクライナ情勢による地政学リスクの高まり、原材料価格の高騰及び半導体の供給不足等、先行きの不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、国内及びベトナムの子会社において輸送用機器の販売が順調に推移したことに加え、工作機械の需要も回復基調で推移したことから、当連結会計年度における売上高は26億3千3百万円(前年同期比13.7%増)となりました。

利益面につきましては、主力である工作機械事業において、半導体不足により代替品を手配したことによるコストアップや納期遵守に伴う人件費及び外注費の増加等の影響により、営業損失は2億3千9百万円(前年同期は営業損失3億7千5百万円)、経常損失は2億2千2百万円(前年同期は経常損失3億6千9百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は1億4千4百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失3億7千8百万円)となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。(各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。)

輸送用機器事業につきましては、国内及びベトナムの子会社YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD.の販売は増加し、売上高は12億1千6百万円(前年同期比27.1%増)となり、営業利益は1千2百万円(前年同期は営業損失4千3百万円)となりました。

工作機械事業につきましては、上期において専用工作機械の販売が増加し、売上高は14億7千4百万円(前年同期比7.1%増)となりましたが、半導体不足による影響等により、営業損失は2億5千3百万円(前年同期は営業損失3億4千万円)となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 企業集団の資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第 59 期<br>2018. 4. 1 から<br>2019. 3. 31 まで | 第 60 期<br>2019. 4. 1 から<br>2020. 3. 31 まで | 第 61 期<br>2020. 4. 1 から<br>2021. 3. 31 まで | 第 62 期<br>(当連結会計年度)<br>2021. 4. 1 から<br>2022. 3. 31 まで |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                           | 3,372,980                                 | 3,666,014                                 | 2,317,143                                 | 2,633,770                                              |
| 経常利益又は<br>経常損失(△) (千円)                               | 284,112                                   | 126,726                                   | △369,178                                  | △222,399                                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) (千円) | 218,994                                   | 85,615                                    | △378,610                                  | △144,642                                               |
| 1 株 当 たり<br>当期純利益又は<br>1 株 当 たり<br>当期純損失(△) (円)      | 49.48                                     | 19.30                                     | △85.32                                    | △32.60                                                 |
| 総 資 産 (千円)                                           | 5,099,444                                 | 4,606,969                                 | 4,093,135                                 | 4,143,177                                              |
| 純 資 産 (千円)                                           | 2,124,356                                 | 2,103,384                                 | 1,774,750                                 | 1,602,586                                              |

(注) 1. 第60期業績変動の理由

大型案件の受注により販売は順調に推移し、売上高が前期を上回ったものの、大型案件の集中による追加的な人件費や外注加工費等の費用が発生したことにより減益となりました。

2. 第61期業績変動の理由

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による販売の減少に加え、客先の設備投資計画の見直しや遅延の発生により減収減益となりました。

3. 第62期(当連結会計年度)の状況につきましては、「(1) 企業集団の事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

4. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                                          | 第 59 期<br>2018. 4. 1 から<br>2019. 3. 31 まで | 第 60 期<br>2019. 4. 1 から<br>2020. 3. 31 まで | 第 61 期<br>2020. 4. 1 から<br>2021. 3. 31 まで | 第 62 期<br>(当事業年度)<br>2021. 4. 1 から<br>2022. 3. 31 まで |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                                   | 2, 750, 745                               | 3, 181, 550                               | 1, 918, 330                               | 2, 180, 459                                          |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)                              | 231, 188                                  | 107, 580                                  | △364, 169                                 | △264, 782                                            |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円)                          | 177, 330                                  | 70, 389                                   | △370, 530                                 | △177, 659                                            |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 た り<br>当 期 純 損 失 (△) (円) | 40. 07                                    | 15. 87                                    | △83. 50                                   | △40. 04                                              |
| 総 資 産 (千円)                                                   | 4, 858, 490                               | 4, 368, 912                               | 3, 870, 199                               | 3, 821, 024                                          |
| 純 資 産 (千円)                                                   | 1, 932, 536                               | 1, 912, 483                               | 1, 617, 040                               | 1, 366, 124                                          |

(注) 1. 第60期業績変動の理由

大型案件の受注により販売は順調に推移し、売上高は前期を上回ったものの、納期対応に伴う外注費の増加等により減益となりました。

2. 第61期業績変動の理由

工作機械事業において、新型コロナウイルスの影響による客先の設備投資計画の見直しや遅延により受注及び販売が減少し、当期純損失を計上することとなりました。

3. 第62期(当事業年度)業績変動の理由

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復により、販売は増加したものの、本格的な回復には至らず、当期純損失を計上することとなりました。

4. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当該事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (5) 企業集団の対処すべき課題

### ①多様化する顧客ニーズへの対応

当社グループを取り巻く市場環境は、多様化が進み、同業他社との価格競争がより一層強まることが予想されております。顧客第一主義に徹するとともに、顧客ニーズに合った高付加価値かつ低価格な製品を継続して提供していくため、高精度加工設備の導入、人材育成の強化による技術力の向上、生産工程の見直しによるコスト削減等を全社一丸となって行ってまいります。

### ②技術革新への対応

当社グループを取り巻く市場環境は、急速に技術革新が進んでおります。当社グループの独自技術と外部技術の取り込み等により、今後も進んでいく技術革新に対応するとともに、新たな事業の創出を目指します。

### ③人材不足への対応

長期化する人材不足に対応するため、可視化による技能伝承及び人材育成の強化等による作業の効率化や高精度設備の導入による機械化を進めるとともに、就職ポータルサイトの利用やオンライン会社説明会の開催数を増やす等、採用の強化を進めてまいります。

#### ④グローバル化への対応

ベトナムの子会社YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. を拠点とし、ASEANでの取引拡大を目指します。

#### ⑤災害対策

当社グループにおきましては、地震対策の整備・見直し・避難訓練等を行っておりますが、まだまだ完全ではありません。地震や気象災害等の自然災害が発生した場合には、当社グループはもとより、取引先を含め様々な被害を受ける可能性があるため、継続的な災害対策を行ってまいります。

### (6) 企業集団の主要な事業セグメント

| 事業セグメントの名称    | 主 要 製 品                                |
|---------------|----------------------------------------|
| 輸 送 用 機 器 事 業 | 自動二輪車の変速及び制御装置部品、エンジン部品等               |
| 工 作 機 械 事 業   | インデックスマシン等各種専用工作機械及びボーリングヘッド等省力化設備ユニット |

### (7) 企業集団の主要拠点等

|                                                  |                     |                     |
|--------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 当 社                                              | 本社及び本社工場            | 浜松市東区               |
|                                                  | テクニカルセンター<br>(都田工場) | 浜松市北区               |
|                                                  | 営業所                 | 栃木県佐野市、福岡県京都郡       |
| (子会社)<br>YAMAZAKI TECHNICAL<br>VIETNAM CO., LTD. | 本社及び工場              | ベトナム社会主義共和国<br>ハノイ市 |

## (8) 企業集団及び当社の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業別     | 従業員数 (名) | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|----------|-------------|
| 輸送用機器事業 | 254      | 5名増         |
| 工作機械事業  | 96       | 8名減         |
| 全社 (共通) | 10       | 1名減         |
| 合計      | 360      | 4名減         |

(注) 従業員数は、就業人員であります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 (名) | 前期末比増減 | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|----------|--------|----------|------------|
| 154      | —      | 47.5     | 19.8       |

(注) 従業員数は、就業人員であります。

## (9) 子会社の状況

| 会社名                                     | 資本金              | 出資比率 | 主要な事業内容          |
|-----------------------------------------|------------------|------|------------------|
| YAMAZAKI TECHNICAL<br>VIETNAM CO., LTD. | 1,800,000<br>USD | 100% | 二輪部品等の製造<br>及び販売 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (10) 主要な借入先の状況

| 借入先          | 借入金残高       |
|--------------|-------------|
| 株式会社静岡銀行     | 1,103,294千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 281,800千円   |

## 2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,703,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,579,000株（うち自己株式141,749株）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,429名
- (4) 大株主

| 株 主 名                 | 持 株 数      | 持株比率   |
|-----------------------|------------|--------|
| 山 崎 好 和               | 1,786,500株 | 40.26% |
| 大 同 興 産 株 式 会 社       | 685,000株   | 15.43% |
| 真 栄 会                 | 364,100株   | 8.20%  |
| 株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド   | 223,800株   | 5.04%  |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行       | 198,000株   | 4.46%  |
| ヤ マ ザ キ 従 業 員 持 株 会   | 102,382株   | 2.30%  |
| 加 藤 好 美               | 98,600株    | 2.22%  |
| 静 岡 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社 | 41,000株    | 0.92%  |
| 株 式 会 社 電 興 社         | 40,000株    | 0.90%  |
| 林 吉 三                 | 37,100株    | 0.83%  |

(注) 持株比率は、自己株式(141,749株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 氏名    | 地位及び担当                         | 重要な兼職の状況                                 |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 山崎好和  | 代表取締役社長<br>(精機本部長兼生産本部長兼開発本部長) | 株式会社ラックランド 取締役 (監査等委員)                   |
| 川島浩孝  | 常務取締役<br>(精機本部副本部長)            |                                          |
| 松本靖之  | 常務取締役<br>(精機本部副本部長兼開発副本部長)     |                                          |
| 武知伸和  | 常務取締役<br>(生産本部副本部長)            | YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. 監査役 |
| 大杉幸弘  | 取締役<br>(総務部長)                  |                                          |
| 大隅康司  | 取締役<br>(精機本部副本部長)              |                                          |
| 原野辰也  | 取締役<br>(生産本部副本部長)              | YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. 取締役 |
| 高橋則子  | 取締役<br>(総務部次長)                 |                                          |
| 古橋芳則  | 取締役<br>(生産本部付シニアスタッフ)          |                                          |
| 島澄夫   | 取締役<br>(品質保証部付シニアスタッフ)         |                                          |
| 後藤勲夫  | 取締役                            | 後藤勲夫税理士事務所                               |
| 加藤勉   | 常勤監査役                          |                                          |
| 伊藤博   | 監査役                            | 伊藤博税理士事務所                                |
| 前田香一郎 | 監査役                            | 前田法律事務所                                  |

- (注) 1. 取締役後藤勲夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤勉、監査役伊藤博及び前田香一郎の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役伊藤博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役前田香一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役後藤勲夫、常勤監査役加藤勉、監査役伊藤博、監査役前田香一郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分                 | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |             |            |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|---------------|-----------------------|
|                      |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 | 退職慰労金         |                       |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 149,625<br>(1,200) | 134,435<br>(1,200) | —           | —          | 15,190<br>(—) | 11<br>(1)             |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 8,902<br>(8,902)   | 8,640<br>(8,640)   | —           | —          | 262<br>(262)  | 3<br>(3)              |

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第56期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役年額10,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第46期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は3名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

#### イ. 当該方針の決定の方法

取締役会において、審議を重ね決定しております。

#### ロ. 当該方針の内容の概要

役員報酬規程において、当該方針を定めており、職務及び就任年数等を勘案し算出しております。

取締役の報酬等については、基本報酬及び役員退職慰労金とし、業績連動報酬や非金銭報酬は含まないため、個人別報酬等の割合については定めておりません。

また、報酬等の付与の時期については、基本報酬は在任中に定期的に支払い、役員退職慰労金は退任後に支払うこととしております。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容にあたっては、株主総会においてご承認いただいた報酬限度額の範囲内において、取締役会決議により制定した役員報酬規程に沿い決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役山崎好和が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

なお、その権限の内容は、取締役の個人別の報酬等の決定としております。

代表取締役社長に委任した理由につきましては、各取締役の業務執行状況を把握しており、職責の評価を行うには最も適していると判断しているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                               |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 後 藤 勲 夫 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。                                                                         |
| 常勤監査役 | 加 藤 勉   | 当事業年度開催の取締役会6回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明等を行っております。 |
| 監査役   | 伊 藤 博   | 当事業年度開催の取締役会6回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明等を行っております。 |
| 監査役   | 前 田 香一郎 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明等を行っております。 |

(注) 1. 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

2. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役後藤勲夫氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に税務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 13,200千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

13,200千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、アーク有限責任監査法人の品質管理、独立性、監査報酬の水準等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び職務の執行に支障がある場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、必要あるときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### (4) 子会社の監査の状況

当社の子会社であるYAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章をはじめとするコンプライアンス体制を取締役及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるために、内部監査室はコンプライアンス関連の規程類を作成し、社員教育を行って、コンプライアンス体制の周知徹底を図る。

内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監視する。これらの行動は定期的を取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行動等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に対する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて内部監査室は、それぞれの担当部署と協議のうえ、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行う。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づいて、効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社内部監査室はこれらを横断的に推進し管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制  
取締役又は社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会と代表取締役社長、常務取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としており、職域防犯協会に加盟し、警察当局、顧問弁護士、その他の関係機関との緊密な連携を図り、情報収集と安全確保に努め、組織的に対応することとしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、業務の適正を確保するための体制に基づき、適切な運用に努めております。当連結会計年度においては、コンプライアンス体制の周知徹底を図り、社員教育等を実施いたしました。又、取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、取締役の職務執行の効率化等を行いました。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                      |                  |
|------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,160,934</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>1,725,632</b> |
| 現金及び預金                 | 756,702          | 買掛金                          | 146,980          |
| 受取手形                   | 93,800           | 短期借入金                        | 1,270,000        |
| 電子記録債権                 | 191,503          | 1年内返済予定の長期借入金                | 25,098           |
| 売掛金                    | 679,958          | 前受金                          | 71,445           |
| 製品                     | 39,922           | 未払事業所税                       | 9,349            |
| 仕掛品                    | 274,863          | 未払法人税等                       | 19,023           |
| 原材料及び貯蔵品               | 87,563           | 賞与引当金                        | 59,486           |
| その他                    | 36,621           | 受注損失引当金                      | 39,678           |
|                        |                  | その他                          | 84,571           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,982,243</b> | <b>固 定 負 債</b>               | <b>814,958</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,308,767</b> | 長期借入金                        | 518,321          |
| 建物及び構築物                | 224,075          | 繰延税金負債                       | 62,409           |
| 機械装置及び運搬具              | 255,607          | 退職給付に係る負債                    | 173,127          |
| 工具、器具及び備品              | 30,822           | 資産除去債務                       | 31,743           |
| 土地                     | 779,910          | 役員退職慰労引当金                    | 29,357           |
| 建設仮勘定                  | 18,352           | <b>負 債 合 計</b>               | <b>2,540,591</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>50,224</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>             |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>623,251</b>   | <b>株 主 資 本</b>               | <b>1,526,748</b> |
| 投資有価証券                 | 515,698          | 資本金                          | 972,195          |
| 関係会社株式                 | 5,000            | 資本剰余金                        | 753,201          |
| 長期貸付金                  | 74,218           | 利益剰余金                        | △113,594         |
| その他                    | 44,602           | <b>自 己 株 式</b>               | <b>△85,053</b>   |
| 貸倒引当金                  | △16,268          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>75,838</b>    |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金                 | 150,750          |
|                        |                  | 為替換算調整勘定                     | △74,911          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,143,177</b> | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>1,602,586</b> |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>4,143,177</b> |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                 | 金      | 額         |
|-------------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                               |        | 2,633,770 |
| 売 上 原 価                             |        | 2,222,971 |
| 売 上 総 利 益                           |        | 410,798   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                 |        | 650,632   |
| 営 業 損 失 ( △ )                       |        | △239,834  |
| 営 業 外 収 益                           |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金                   | 17,917 |           |
| 補 助 金 収 入                           | 8,558  |           |
| 為 替 差 益                             | 1,813  |           |
| そ の 他                               | 4,015  | 32,305    |
| 営 業 外 費 用                           |        |           |
| 支 払 利 息                             | 13,669 |           |
| そ の 他                               | 1,201  | 14,870    |
| 経 常 損 失 ( △ )                       |        | △222,399  |
| 特 別 利 益                             |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                       | 9      |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益                   | 83,662 | 83,671    |
| 特 別 損 失                             |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                       | 7      | 7         |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ( △ )         |        | △138,735  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税               | 2,479  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                       | 3,428  | 5,907     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                     |        | △144,642  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ ) |        | △144,642  |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |         |          |         |           |
|------------------------------|---------|---------|----------|---------|-----------|
|                              | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                    | 972,195 | 819,760 | 31,047   | △85,038 | 1,737,964 |
| 当 期 変 動 額                    |         |         |          |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         | △66,559 |          |         | △66,559   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失      |         |         | △144,642 |         | △144,642  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |         |         |          | △14     | △14       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |         |         |          |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                | —       | △66,559 | △144,642 | △14     | △211,216  |
| 当 期 末 残 高                    | 972,195 | 753,201 | △113,594 | △85,053 | 1,526,748 |

|                              | その他の包括利益累計額      |              |                      | 純資産合計     |
|------------------------------|------------------|--------------|----------------------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整<br>勘定 | そ の 他 の<br>包括利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                    | 157,433          | △120,648     | 36,785               | 1,774,750 |
| 当 期 変 動 額                    |                  |              |                      |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                  |              |                      | △66,559   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失      |                  |              |                      | △144,642  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                  |              |                      | △14       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) | △6,683           | 45,736       | 39,052               | 39,052    |
| 当 期 変 動 額 合 計                | △6,683           | 45,736       | 39,052               | △172,163  |
| 当 期 末 残 高                    | 150,750          | △74,911      | 75,838               | 1,602,586 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ①連結子会社の数  | 1社                                   |
| ②連結子会社の名称 | YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

関連会社の名称 HYテクノロジーズ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

### 3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- |                   |                                           |
|-------------------|-------------------------------------------|
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                               |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、在外連結子会社は低価法によっております。

①製品及び仕掛品

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ・マシンユニット及び専用工作機械 | 個別法                   |
| ・輸送用機器部品等        | 当社は総平均法、在外連結子会社は移動平均法 |

②原材料

当社は総平均法、在外連結子会社は移動平均法

③貯蔵品

最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

リース資産以外の  
有形固定資産

当社は定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しておりますが、在外連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械装置及び運搬具 2年～10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産

リース資産以外の  
無形固定資産

定額法

主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③受注損失引当金

工作機械の受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち損失の発生が見込まれるものについて、その損失見込額を計上しております。

##### ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

#### (7) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、工作機械及び輸送用機器等の製造・販売を主たる業務としております。

##### ①工作機械事業

工作機械事業の主要な製品はインデックスマシン等各種専用工作機械及びボーリングヘッド等省力化設備ユニットであり、当社が製造・販売しております。これらの製品について、顧客への引渡、検収等に基づいて収益を認識しております。

##### ②輸送用機器事業

輸送用機器事業の主要な製品は輸送用機器等の変速及び制御装置部品、エンジン部品等であります。当社が製造・販売するほか、子会社YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. が製造・販売しており、当社は、子会社が受注し製造する生産工程全般についての技術支援を行っております。これらのうち、国内における取引については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### (1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。なお、1株当たり情報に与える影響もありません。

### (2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 固定資産の減損

また、これについて当連結会計年度の連結計算書類に計上した額は、次のとおりです。

有形固定資産 1,308,767千円

無形固定資産 50,224千円

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループが存在する場合における減損損失の認識の要否の判定については、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較する方法により行っております。

当連結会計年度において、当社グループでは、株式会社ヤマザキにおいて工作機械事業及び輸送用機器事業のいずれもが営業損失を計上し、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる状況になったことから、両事業に係る各資産グループ及び共用資産に減損の兆候があるものと判断し、減損損失の認識の要否の判定を実施いたしました。

その結果、株式会社ヤマザキの工作機械事業に係る有形及び無形固定資産1,015,785千円、輸送用機器事業に係る有形及び無形固定資産140,550千円、遊休資産を除く本社及び工場を一体とした有形及び無形固定資産1,156,335千円のいずれの資産グループにおいても、各資産グループの正味売却価額を含む割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたことから、減損損失は計上しておりません。

上記の資産グループの正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づいており、当該評価額には土地の標準価格、個別格差率等及び建物の再調達価額、経済的耐用年数等の仮定が含まれています。当該仮定については、過去の取引事例への批准や将来の予測等に関する情報が含まれており、不確実性が存在するため、当社グループの見積りと実績に乖離が生じるおそれがあります。今後、予測困難な事象が発生し、正味売却価額が著しく減少した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失を認識することになる可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

|           |                |
|-----------|----------------|
| 建物及び構築物   | 21,044千円       |
| 機械装置及び運搬具 | 0              |
| 土地        | 512,743        |
| 投資有価証券    | 70,377         |
| 計         | <u>604,165</u> |

#### ②担保に係る債務

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 短期借入金         | 1,270,000千円      |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 23,298           |
| 長期借入金         | 38,321           |
| 計             | <u>1,331,619</u> |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,670,028千円

## 連結損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

2,504千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 4,579,000 | —  | —  | 4,579,000 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 141,718   | 31 | —  | 141,749  |

### (3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

2021年6月29日開催の定時株主総会決議による普通株式の配当に関する事項

イ. 配当金の総額 66,559千円

ロ. 1株当たり配当額 15.00円

ハ. 基準日 2021年3月31日

ニ. 効力発生日 2021年6月30日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 44,372千円

ロ. 1株当たり配当額 10.00円

ハ. 基準日 2022年3月31日

ニ. 効力発生日 2022年6月30日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて短期的な運転資金や設備資金などを銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクを回避するため利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外向けの売上によって発生する外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備資金の調達によるものであり、金利の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスクの管理

当社グループは、経理規程及び営業管理規程によって、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

##### ・市場リスクの管理

海外向けの売上によって発生する外貨建ての営業債権による為替変動リスクについては、取引限度額の範囲内で管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金、未払事業所税、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

|                             | 連結貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円) |
|-----------------------------|----------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券                  |                |         |        |
| 其他有価証券                      | 514,778        | 514,778 | —      |
| (2) 長期貸付金(1年内回収予定の長期貸付金を含む) | 89,818         |         |        |
| 貸倒引当金(※1)                   | △16,268        |         |        |
|                             | 73,550         | 76,525  | 2,975  |
| 資産計                         | 588,328        | 591,303 | 2,975  |
| (1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 543,419        | 548,988 | 5,569  |
| 負債計                         | 543,419        | 548,988 | 5,569  |

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)有価証券に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は127,405千円であり、売却益の合計額は83,662千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                        | 種類     | 取得原価又は<br>償却原価 | 連結貸借対照表計<br>上額 | 差額      |
|------------------------|--------|----------------|----------------|---------|
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えるもの  | (1)株式  | 145,469        | 350,806        | 205,336 |
|                        | (2)社債  | 33,354         | 37,059         | 3,705   |
|                        | (3)その他 | 50,750         | 56,535         | 5,785   |
|                        | 小計     | 229,573        | 444,400        | 214,826 |
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えないもの | (1)株式  | 71,208         | 70,377         | △830    |
|                        | (2)社債  | —              | —              | —       |
|                        | (3)その他 | —              | —              | —       |
|                        | 小計     | 71,208         | 70,377         | △830    |
| 合計                     |        | 300,782        | 514,778        | 213,996 |

(注2)市場価格のない株式等

| 区分         | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|------------|----------------|
| 非上場株式及び出資金 | 920            |
| 関係会社株式     | 5,000          |

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                   | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超   |
|-------------------|---------|-------------|--------------|--------|
| 受取手形              | 93,800  | —           | —            | —      |
| 電子記録債権            | 191,503 | —           | —            | —      |
| 売掛金               | 679,958 | —           | —            | —      |
| 投資有価証券            |         |             |              |        |
| その他有価証券のうち満期があるもの |         |             |              |        |
| (1) 社債            | —       | 37,059      | —            | —      |
| (2) その他           | —       | 56,535      | —            | —      |
| 長期貸付金             | 15,600  | 57,950      | —            | 16,268 |
| 合計                | 980,861 | 151,544     | —            | 16,268 |

## (注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 25,098 | 220,004     | 298,317     | —           | —           | —   |
| 合計    | 25,098 | 220,004     | 298,317     | —           | —           | —   |

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
当連結会計年度（2022年3月31日）

| 区分                     | 時価（千円）  |        |      |         |
|------------------------|---------|--------|------|---------|
|                        | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券 |         |        |      |         |
| 株式                     | 421,184 | —      | —    | 421,184 |
| 社債                     | —       | 37,059 | —    | 37,059  |
| その他                    | —       | 56,535 | —    | 56,535  |
| 資産計                    | 421,184 | 93,594 | —    | 514,778 |
| 負債計                    | —       | —      | —    | —       |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
当連結会計年度（2022年3月31日）

| 区分    | 時価（千円） |         |      |         |
|-------|--------|---------|------|---------|
|       | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期貸付金 | —      | 76,525  | —    | 76,525  |
| 資産計   | —      | 76,525  | —    | 76,525  |
| 長期借入金 | —      | 548,988 | —    | 548,988 |
| 負債計   | —      | 548,988 | —    | 548,988 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |           |           |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
|               | 輸送用機器事業   | 工作機械事業    | 合計        |
| 日本            | 706,243   | 1,318,172 | 2,024,416 |
| ベトナム          | 510,386   | 2,506     | 512,892   |
| その他           | —         | 96,461    | 96,461    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,216,630 | 1,417,139 | 2,633,770 |
| 外部顧客への売上高     | 1,216,630 | 1,417,139 | 2,633,770 |

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主な事業は、工作機械及び輸送用機器等の製造・販売であります。

### 工作機械事業

工作機械事業では、自動車産業を主な得意先とし、生産の効率化に寄与する製品を提供しており、スピンドルユニット、インデックスマシン等の各種専用工作機械及びボーリングヘッド等の省力化設備ユニット等を製造・販売しております。

これらの製品販売取引では、原則として機械の完成、得意先への引渡を行った後、稼働に必要な据付工事が完了した時点で、得意先が製品の支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該完成に基づく顧客の検収時点をもって収益を認識しております。

また、工作機械の製品部品の販売取引のうち、国内における取引では、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、機械販売に対し、支配の移転前に得意先より支払われる金額については、入金時に収益を認識せず契約負債として前受金を計上しております。取引価格の算定については、得意先との契約における対価から、値引金額等を控除した金額で算定しており、これらの販売取引に伴う債権等については、通常、短期のうちに支払期日が到来し契約に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、工作機械事業では、得意先からの要望により機械の出荷・引渡前に得意先の検収を受ける請求済未出荷契約に該当する取引が発生する場合があります。

### 輸送用機器事業

輸送用機器事業では、自動車産業及び自動車二輪車産業等を主な得意先とし、主要な製品として、輸送用機器等の変速及び制御装置部品、エンジン部品等があります。当社が製造・販売するほか、子会社YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. が製造・販売しております。

これらの製品販売取引のうち、国内における取引では、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。取引価格の算定については、得意先との契約における対価から、値引金額等を控除した金額で算定しており、これらの販売取引に伴う債権等については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

##### ① 顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度期首<br>(2021年4月1日) | 当連結会計年度末<br>(2022年3月31日) |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 契約負債 | 23,430                   | 71,445                   |

- (注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上「前受金」に計上しております。  
2. 当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は23,430千円であります。  
3. 契約負債は主に顧客からの前受金に関連するものです。  
4. 当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 361円17銭
- (2) 1株当たり当期純損失 32円60銭

### 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第62期定時株主総会において資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件を付議することを決議しました。

#### 1. 資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策上の柔軟性と機動性を確保することを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を利益剰余金に振替え、欠損の填補を行うものであります。



## 2. 資本準備金の額の減少について

減少する準備金の額及び準備金の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

- (1) 減少する資本準備金の額  
資本準備金 253,795,287円
- (2) 増加する剰余金の項目及び額  
その他資本剰余金 253,795,287円
- (3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日  
2022年6月30日

## 3. 剰余金の処分について

会社法第452条に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補したいと存じます。

減少する剰余金の項目及び額、増加する剰余金の項目及び額は次のとおりであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及び額  
その他資本剰余金 424,969,005円
- (2) 増加する剰余金の項目及び額  
繰越利益剰余金 424,969,005円

## 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2022年5月16日
- (2) 債権者異議申述最終期日 2022年6月27日(予定)
- (3) 株主総会決議日 2022年6月29日(予定)
- (4) 効力発生日 2022年6月30日(予定)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ヤマザキ

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 圭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 勇人

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマザキの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマザキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人、アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社ヤマザキ 監査役会

|              |        |   |
|--------------|--------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 加藤 勉   | ⓐ |
| 監査役（社外監査役）   | 伊藤 博   | ⓐ |
| 監査役（社外監査役）   | 前田 香一郎 | ⓐ |

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         | 金 額              | 負 債 の 部        | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>1,830,786</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,664,304</b> |
| 現金及び預金          | 593,177          | 買掛金            | 111,708          |
| 受取手形            | 93,800           | 短期借入金          | 1,270,000        |
| 電子記録債権          | 191,503          | 1年内返済予定の長期借入金  | 25,098           |
| 売掛金             | 578,899          | 未払金            | 11,676           |
| 製品              | 35,770           | 未払費用           | 33,876           |
| 仕掛品             | 265,496          | 未払事業所税         | 9,349            |
| 原材料及び貯蔵品        | 41,315           | 未払法人税等         | 15,504           |
| 前払費用            | 3,106            | 未払消費税          | 19,508           |
| 短期貸付金           | 15,600           | 前受金            | 71,445           |
| 未収入金            | 10,783           | 預り金            | 8,867            |
| その他             | 1,334            | 賞与引当金          | 47,590           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,990,237</b> | 受注損失引当金        | 39,678           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,123,456</b> | <b>固定負債</b>    | <b>790,596</b>   |
| 建物              | 183,429          | 長期借入金          | 518,321          |
| 構築物             | 4,613            | 繰延税金負債         | 63,246           |
| 機械及び装置          | 100,647          | 退職給付引当金        | 170,436          |
| 車両運搬具           | 4,888            | 資産除去債務         | 9,236            |
| 工具、器具及び備品       | 30,614           | 役員退職慰労引当金      | 29,357           |
| 土地              | 779,910          | <b>負債合計</b>    | <b>2,454,900</b> |
| 建設仮勘定           | 19,352           | <b>純資産の部</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>44,879</b>    | 株主資本           | 1,215,374        |
| 借地権             | 1,580            | 資本金            | 972,195          |
| ソフトウェア          | 39,582           | 資本剰余金          | 753,201          |
| 電話加入権           | 3,716            | 資本準備金          | 253,795          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>821,901</b>   | その他資本剰余金       | 499,405          |
| 投資有価証券          | 515,698          | 利益剰余金          | △424,969         |
| 出資              | 130              | その他利益剰余金       | △424,969         |
| 関係会社出資金         | 201,447          | 繰越利益剰余金        | △424,969         |
| 関係会社株式          | 5,000            | 自己株式           | △85,053          |
| 長期貸付金           | 74,218           | 評価・換算差額等       | 150,750          |
| その他の            | 41,675           | その他有価証券評価差額金   | 150,750          |
| 貸倒引当金           | △16,268          |                |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,821,024</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>1,366,124</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>3,821,024</b> |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 2,180,459 |
| 売 上 原 価               | 1,839,046 |
| 売 上 総 利 益             | 341,412   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 615,521   |
| 営 業 損 失 ( △ )         | △274,108  |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 9,973     |
| 補 助 金 収 入             | 8,558     |
| 為 替 差 益               | 480       |
| そ の 他                 | 5,121     |
|                       | 24,134    |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 13,550    |
| そ の 他                 | 1,257     |
|                       | 14,808    |
| 経 常 損 失 ( △ )         | △264,782  |
| 特 別 利 益               |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 9         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 83,662    |
| 特 別 損 失               |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 7         |
|                       | 7         |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ ) | △181,117  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △3,458    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | —         |
|                       | △3,458    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )       | △177,659  |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主 資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |          |         |                     |          |         |           |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|----------|---------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金               |          | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |         |           |
| 当 期 首 残 高               | 972,195 | 253,795 | 565,965  | 819,760 | △247,309            | △247,309 | △85,038 | 1,459,606 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |          |         |                     |          |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |         | △66,559  | △66,559 |                     |          |         | △66,559   |
| 当 期 純 損 失               |         |         |          |         | △177,659            | △177,659 |         | △177,659  |
| 自己株式の取得                 |         |         |          |         |                     |          | △14     | △14       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |          |         |                     |          |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —       | △66,559  | △66,559 | △177,659            | △177,659 | △14     | △244,232  |
| 当 期 末 残 高               | 972,195 | 253,795 | 499,405  | 753,201 | △424,969            | △424,969 | △85,053 | 1,215,374 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 157,433          | 157,433        | 1,617,040 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                | △66,559   |
| 当 期 純 損 失               |                  |                | △177,659  |
| 自己株式の取得                 |                  |                | △14       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △6,683           | △6,683         | △6,683    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △6,683           | △6,683         | △250,916  |
| 当 期 末 残 高               | 150,750          | 150,750        | 1,366,124 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 子会社出資金

移動平均法による原価法

#### ③ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### ① 製品及び仕掛品

- ・マシンユニット及び専用工作機械
- ・輸送用機器部品等

個別法

総平均法

#### ② 原材料

総平均法

#### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 3年～38年

機械及び装置 9年～10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### ② 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産

定額法

主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年でありませ

### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③受注損失引当金

工作機械の受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち損失の発生が見込まれるものについて、その損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づいて計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、工作機械及び輸送用機器等の製造・販売を主たる業務としております。

①工作機械事業

工作機械事業の主要な製品はインデックスマシン等各種専用工作機械及びボーリングヘッド等省力化設備ユニットであり、当社が製造・販売しております。これらの製品について、顧客への引渡、検収等に基づいて収益を認識しております。

②輸送用機器事業

輸送用機器事業の主要な製品は輸送用機器等の変速及び制御装置部品、エンジン部品等であり、当社が製造・販売しております。これらのうち、国内における取引については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### (1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。なお、1株当たり情報に与える影響もありません。

### (2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 固定資産の減損

また、これについて当事業年度の計算書類に計上した額は、次のとおりです。

有形固定資産 1,123,456千円

無形固定資産 44,879千円

なお、計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

|   |   |                |
|---|---|----------------|
| 建 | 物 | 21,044千円       |
| 機 | 械 | 0              |
| 土 | 地 | 512,743        |
| 投 | 資 | 70,377         |
| 有 | 価 |                |
| 証 | 券 |                |
| 計 |   | <u>604,165</u> |

#### ②担保に係る債務

|   |   |   |   |   |                  |   |   |   |   |   |   |   |        |
|---|---|---|---|---|------------------|---|---|---|---|---|---|---|--------|
| 短 | 期 | 借 | 入 | 金 | 1,270,000千円      |   |   |   |   |   |   |   |        |
| 1 | 年 | 内 | 返 | 済 | 予                | 定 | の | 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 23,298 |
| 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 38,321           |   |   |   |   |   |   |   |        |
| 計 |   |   |   |   | <u>1,331,619</u> |   |   |   |   |   |   |   |        |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,773,664千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 8,387千円

## 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

|   |   |   |          |   |   |   |   |         |   |      |
|---|---|---|----------|---|---|---|---|---------|---|------|
| 売 | 上 | 高 | 57,076千円 |   |   |   |   |         |   |      |
| 出 | 向 | 者 | 給        | 与 | の | 受 | 取 | 7,956千円 |   |      |
| 営 | 業 | 取 | 引        | 以 | 外 | の | 取 | 引       | 高 | 33千円 |

(2) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

1,895千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|----------|---------|----|----|---------|
| 普通株式 (株) | 141,718 | 31 | —  | 141,749 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 賞与引当金     | 14,210千円 |
| 在庫評価否認    | 7,393    |
| 受注損失引当金   | 9,929    |
| 貸倒引当金     | 4,857    |
| 退職給付引当金   | 50,892   |
| 役員退職慰労引当金 | 8,766    |
| 投資有価証券評価損 | 2,888    |
| 減損損失      | 44,505   |
| 繰越欠損金     | 158,192  |
| その他       | 12,040   |
| 小計        | 313,677  |
| 評価性引当額    | △313,677 |
| 繰延税金資産合計  | —        |

### 繰延税金負債

|              |        |
|--------------|--------|
| その他有価証券評価差額金 | 63,246 |
| 繰延税金負債合計     | 63,246 |

## 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類         | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額(千円) | 科目    | 期末残高(千円) |
|------------|------------|-------------------|-----------|----------|----------|-------|----------|
| 法人<br>主要株主 | 大同興産株式会社   | 被所有<br>直接 15.43   | 資金の援助     | 資金の貸付(注) | —        | 短期貸付金 | 15,600   |
|            |            |                   |           |          |          | 長期貸付金 | 57,950   |
|            |            |                   |           | 資金の返済(注) | 20,410   | —     | —        |
|            |            |                   |           | 利息の受取(注) | 1,505    | —     | —        |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。長期貸付金の返済条件は、期間10年、3ヶ月毎の元金均等返済及び利息後払いとなっております。また、上記貸付金の担保として、当社株式を受け入れております。

### (2) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                               | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容        | 取引金額(千円) | 科目   | 期末残高(千円) |
|-----|--------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------|--------------|----------|------|----------|
| 子会社 | YAMAZAKI TECHNICAL VIETNAM CO., LTD. | 所有<br>直接 100.00   | 工作機械等の販売<br>輸送用機器等<br>部品の技術援助<br>出向者派遣<br>役員の兼務 | 工作機械等の売上(注)1 | 57,076   | 売掛金  | 6,398    |
|     |                                      |                   |                                                 | 出向者給与の受取(注)2 | 7,956    | 未収入金 | 1,989    |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1 製品の販売における価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注)2 出向者給与については、担当業務を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注)3 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益認識に関する注記については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 307円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △40円04銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第62期定時株主総会において資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件を付議することを決議しました。

### 1. 資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策上の柔軟性と機動性を確保することを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を利益剰余金に振替え、欠損の填補を行うものであります。

### 2. 資本準備金の額の減少について

減少する準備金の額及び準備金の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

- (1) 減少する資本準備金の額  
資本準備金 253,795,287円
- (2) 増加する剰余金の項目及び額  
その他資本剰余金 253,795,287円
- (3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日  
2022年6月30日

### 3. 剰余金の処分について

会社法第452条に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補したいと存じます。

減少する剰余金の項目及び額、増加する剰余金の項目及び額は次のとおりであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及び額  
その他資本剰余金 424,969,005円
- (2) 増加する剰余金の項目及び額  
繰越利益剰余金 424,969,005円

### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2022年5月16日
- (2) 債権者異議申述最終期日 2022年6月27日(予定)
- (3) 株主総会決議日 2022年6月29日(予定)
- (4) 効力発生日 2022年6月30日(予定)

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ヤマザキ

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 圭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマザキの2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社ヤマザキ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 加藤 勉 ⑩

監査役（社外監査役） 伊藤 博 ⑩

監査役（社外監査役） 前田 香一郎 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

分配可能額の充実を図るとともに今後の資本政策に備えることを目的とし、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

#### 1. 資本準備金の額の減少について

減少する準備金の額及び準備金の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 253,795,287円

##### (2) 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 253,795,287円

##### (3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月30日

#### 2. 剰余金の処分について

会社法第452条に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補したいと存じます。

減少する剰余金の項目及び額、増加する剰余金の項目及び額は次のとおりであります。

##### (1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 424,969,005円

##### (2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 424,969,005円

#### 3. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円00銭 総額44,372,510円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- ② 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ④ その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、変更案第14条の新設を除き、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条 (条文省略)<br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.～10. (条文省略)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>11.その他前各号に関する古物売買の業務<br>12.その他前各号に関連または付帯する一切の事業 | 第1条 (現行どおり)<br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.～10. (現行どおり)<br>11. 製缶、配管及び鉄骨工事業<br>12. 機械据付工事請負業<br>13. 場内作業及び各種請負業務<br>14. 建物並びに機械類の解体作業<br>15. その他前各号に関する古物売買の業務<br>16. その他前各号に関連または付帯する一切の事業 |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条～第13条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u><br/><br/>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条(1)当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3)当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条(1)当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>(新 設)</p> <p>(2)増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>第3条～第13条 (現行どおり)<br/>(電子提供措置等)</p> <p>第14条(1)当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>(2)当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条(1)当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(2)当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条(1)当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3)当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条(1)当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(3)補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条(1) 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条(1) 当会社の取締役会の招集通知は、取締役および監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条(1) 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p>第24条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条(1) 当会社の取締役会の招集通知は、取締役に<u>対し</u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第27条 (条文省略)<br>(議事録)                                                                                                             | 第29条 (現行どおり)<br>(議事録)                                                                                                      |
| 第28条 当社の取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。 | 第30条 当社の取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席取締役が記名押印または電子署名を行う。 |
| 第29条 (条文省略)<br>第5章 監査役および監査役会<br>(監査役および監査役会の設置)                                                                                 | 第31条 (現行どおり)<br>第5章 監査等委員会<br>(監査等委員会の設置)                                                                                  |
| 第30条 当社は、 <u>監査役および監査役会</u> を置く。                                                                                                 | 第32条 当社は、 <u>監査等委員会</u> を置く。                                                                                               |
| (監査役の員数)                                                                                                                         | (削 除)                                                                                                                      |
| 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。                                                                                                            | (削 除)                                                                                                                      |
| (監査役の選任方法)                                                                                                                       | (削 除)                                                                                                                      |
| 第32条(1)当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。                                                                                                  | (削 除)                                                                                                                      |
| (2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                                                               | (削 除)                                                                                                                      |
| (監査役の任期)                                                                                                                         | (削 除)                                                                                                                      |
| 第33条(1)当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                                                  | (削 除)                                                                                                                      |
| (2)補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                                                                                      | (削 除)                                                                                                                      |
| (常勤監査役)                                                                                                                          | (削 除)                                                                                                                      |
| 第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。                                                                                           | (削 除)                                                                                                                      |
| (監査役の報酬等)                                                                                                                        | (削 除)                                                                                                                      |
| 第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                 | (削 除)                                                                                                                      |



(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条(1) 当社の<u>監査役会</u>の招集通知は、<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役<u>の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 当社の<u>監査役会</u>に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(議事録)</p> <p>第38条 当社の<u>監査役会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第39条(1) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条(1) 当社の<u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>監査等委員</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(2) <u>監査等委員の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 当社の<u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令および定款に定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(議事録)</p> <p>第36条 当社の<u>監査等委員会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>(1) 当社は、第62期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 第62期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>(3) 定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(4) 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。</u></p> <p><u>(5) 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(11名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やま ざき よし かず<br>山 崎 好 和<br>(1961年4月29日生)  | 1985年9月 当社入社<br>1991年10月 営業部長<br>1997年6月 当社取締役<br>2007年9月 当社退社<br>2010年1月 当社入社、代表取締役社長<br>2015年2月 当社退社<br>2016年1月 当社入社、社長室長<br>2016年3月 当社取締役<br>2016年3月 株式会社ラックランド取締役(監査等委員)(現任)<br>2016年6月 当社専務取締役<br>2017年6月 当社代表取締役専務<br>2018年6月 当社代表取締役社長<br>2019年4月 当社代表取締役社長 精機本部長兼生産本部長<br>2020年4月 当社代表取締役社長 精機本部長兼生産本部長兼開発本部長(現任) | 1,786,500株 |
|       |                                          | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>山崎好和氏は、代表取締役として強いリーダーシップで当社グループの経営を指揮し、将来に向けた成長基盤強化を推進しています。これまでの経験と実績から今後も当社グループのさらなる発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                           |            |
| 2     | かわ しま ひろ たか<br>川 島 浩 孝<br>(1964年11月18日生) | 1987年4月 当社入社<br>2012年4月 技術部長<br>2014年12月 営業技術部長<br>2016年3月 当社常務取締役<br>2019年4月 当社常務取締役 精機本部副本部長(現任)                                                                                                                                                                                                                        | 1,300株     |
|       |                                          | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>川島浩孝氏は、営業部門・技術部門での豊富な経験と幅広い知識に加え、常務取締役として経営全般に関する知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                  |            |
| 3     | まつ もと やす ゆき<br>松 本 靖 之<br>(1965年3月10日生)  | 1983年4月 当社入社<br>2017年3月 工機製造部長兼部品製造部長<br>2017年6月 当社取締役<br>2019年4月 当社取締役 精機本部副本部長<br>2020年4月 当社取締役 精機本部副本部長兼開発本部副本部長<br>2020年6月 当社常務取締役 精機本部副本部長兼開発本部副本部長(現任)                                                                                                                                                              | 2,800株     |
|       |                                          | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>松本靖之氏は、開発部門・製造部門での豊富な経験と幅広い知識に加え、常務取締役として経営全般に関する知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                  |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                             | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                              | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | ※<br>やま もと そう いち<br>山本 惣一<br>(1966年11月13日生)                                                                              | 1985年4月 当社入社<br>2011年6月 工機部次長<br>2017年3月 工機部長(現任)                   | 2,393株     |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>山本惣一氏は、当社で培ってきた工機部門での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の事業運営に大きく寄与するものと期待されることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。        |                                                                     |            |
| 5     | ※<br>こんば ひろ かず<br>今場 浩和<br>(1976年10月21日生)                                                                                | 1999年4月 当社入社<br>2019年4月 総務部次長<br>2021年5月 内部監査室長<br>2022年4月 総務部長(現任) | 5,223株     |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>今場浩和氏は、当社で培ってきた総務部門・内部監査部門での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の事業運営に大きく寄与するものと期待されることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                                     |            |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社に特別な利害関係はありません。  
3. 山崎好氏は当社の経営を支配している者であります。  
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であり、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
5. 取締役候補者山本惣一氏及び今場浩和氏の所有する当社株式の数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。なお、両氏の所有する当社株式は、ヤマザキ従業員持株会を通じての保有分を含んでおります。本議案をご承認いただき、両氏が取締役に就任した場合には、ヤマザキ従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                       | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たか はし のりこ<br>高橋 則子<br>(1948年8月20日生)                                                                                | 1969年3月 当社入社<br>2016年1月 経理部次長<br>2019年4月 総務部次長<br>2020年6月 当社取締役 総務部次長(現任) | 15,200株    |
|       | (監査等委員である取締役候補者とした理由)<br>高橋則子氏は、長年総務部において管理業務に従事しており、会社経営に関する豊富な経験と知識を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。 |                                                                           |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | いとう ひろし<br>伊藤 博<br>(1964年1月2日生)                                                                                                                                                                              | 1986年4月 鈴木自動車工業株式会社<br>(現スズキ株式会社)入社<br>1999年1月 同社退職<br>1999年2月 税理士登録(現任)<br>2016年3月 当社監査役(現任) | 0株         |
|       | <p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</p> <p>伊藤博氏は、税務の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。選任後は税理士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p>   |                                                                                               |            |
| 3     | まえだ こういちろう<br>前田 香一郎<br>(1978年12月4日生)                                                                                                                                                                        | 2008年12月 弁護士法人長野法律事務所入所<br>2015年10月 前田法律事務所開設(現任)<br>2019年6月 当社監査役(現任)                        | 0株         |
|       | <p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</p> <p>前田香一郎氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p> |                                                                                               |            |

- (注) 1. 伊藤博氏、前田香一郎氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。  
2. 当社は、伊藤博氏、前田香一郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
3. 伊藤博氏、前田香一郎氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記各々の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
5. 当社は、伊藤博氏、前田香一郎氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であり、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第56期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告10頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額2千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

**第7号議案** 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 武知伸和、大杉幸弘、大隅康司、原野辰也、古橋芳則、島澄夫の6氏及び監査役 加藤勉氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                            |                                                       |
|------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 武知伸和 | 2016年3月<br>2019年4月            | 当社常務取締役<br>当社常務取締役 生産本部副本部長 現在に至る                     |
| 大杉幸弘 | 2017年6月<br>2021年5月<br>2022年4月 | 当社取締役 総務部長兼内部監査室長<br>当社取締役 総務部長<br>当社取締役 内部監査室長 現在に至る |
| 大隅康司 | 2019年6月                       | 当社取締役 精機本部副本部長 現在に至る                                  |
| 原野辰也 | 2019年6月                       | 当社取締役 生産本部副本部長 現在に至る                                  |
| 古橋芳則 | 2020年6月<br>2021年10月           | 当社取締役 開発本部副本部長<br>当社取締役 生産本部付 シニアスタッフ 現在に至る           |
| 島澄夫  | 2020年6月<br>2021年12月           | 当社取締役 開発本部副本部長<br>当社取締役 品質保証部付 シニアスタッフ 現在に至る          |
| 加藤勉  | 2018年6月                       | 当社監査役 現在に至る                                           |

以上

# 株主総会の会場ご案内図

会場 静岡県浜松市東区有玉北町489番地の23

当社本店（厚生会館3階会議室）

TEL. 053-434-3011

